

消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 51

刈払機(草刈り機)の使用中の事故に注意!

刈払機の回転する刈刃が、石などの異物に接触すると、接触した異物や破損した刈刃の破片が飛散し、作業者自身や周囲の人に当たってケガをさせたり、物に当たって破損させたりすることがあります。

事例1

エンジン式の刈払機で田んぼのあぜ道を刈っていたところ、金属製の刃がコンクリートに当たり、コンクリートが欠けて右眼に入った。保護メガネの着用はなかったため、視力が低下した。

事例2

外から「バシバシ」と音がしたので外に出ると、自治会のボランティアが肩から下げるタイプの刈払機を使って隣接する畑周辺の草刈りをしていました。刈払機ではじかれた小石が飛んできて自宅の窓ガラスに当たり音がしたようだ。車庫に停めてある車を見ると、小石が飛んだと思われる傷が付いていた。

刈払機は農作業や庭木の手入れ、公園の草刈りなど手軽に行えることからホームセンターやインターネットなどで個人でも手軽に購入使用できる便利な機器です。しかし、鋭利な刈刃がついており、使用中は高速回転するので慎重に取り扱わないと指や脚などの骨折や切断などのケガに繋がる危険性があります。

ヘルメット、保護メガネや防振手袋など、保護具を装着し、事前に機器の点検を行ってから作業をしましょう。

- ・作業する前に小石や枝、硬い異物などを除去し、周りに人がいないか確認して作業しましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね(キックバック)に注意しましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行いましょう。
- ・作業者の家族や周囲の人は、作業者が安全対策をきちんと行っているか一緒に確認し、作業中も作業者に変わったことがないかを常に意識するようにしましょう。

▼相談日時＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所＝上三川町消費生活センター(役場3階)

▼相談専用電話番号＝☎9153

国民年金(老齢基礎年金)を受け取るために

60歳までに、原則として国民年金保険料(厚生年金・共済年金を含む)を10年(120月)以上納め、65歳の誕生日を迎えた方が手続きできます。(平成29年8月から年金受給期間の25年が10年に短縮されました。)

60歳～64歳の方でも年金を受け取る手続きはできますが、年齢に応じて支給される金額が減額されます。又、66歳～70歳で年金を受け取る場合は、年齢に応じて金額が増額されます。

手続きに必要なものは「年金手帳」、「戸籍謄本」、「世帯全員の住民票」、「印鑑」、「ご本人名義の預金通帳」、「マイナンバー」の分かるものなどですが、ご本人が加入していた年金の内容と配偶者の方が加入していた年金の種類により、本人及び配偶者の所得証明等が必要になる場合があります。事前に役場又は年金事務所にお問い合わせください。
※第3号被保険者や厚生年金・共済年金に加入している人または、加入していた人は、役場では申請をお預かりできません。年金事務所での手続きになります。

▼問い合わせ先＝

保険課 国保年金係

☎9134

宇都宮西年金事務所(お客様相談室)

☎028(622)4281

毎年9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物の許可申請について

◎屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。
 例) 広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等
 屋外広告物は、**屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例**に基づく規制を受けるので、掲出するときは、**原則許可**が必要です。(一部適用除外があります。)
 県の条例には、掲出することを禁止する**禁止地域**や**禁止物件**が定められています。
 また、許可を受けることによって掲出できる**許可地域**も定められています。

町内の許可地域は、

- ・ 田園調和型地域
- ・ 田園調和型沿線地域
- ・ 市街地形成型地域

} の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準が異なります。
 例えば、野立広告板の許可基準は、下記のとおりです。

(野立広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6m 以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m 以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m 以下
面積	・ 10㎡以内 / 面 表裏各1面 / 件 (20㎡以内 / 基)	・ 20㎡以内 / 面 表裏各1面 / 件 (40㎡以内 / 基)	・ 20㎡以内 / 面 表裏各1面 / 件 (40㎡以内 / 基)
後退距離 ・ 間隔	・ 道路から1m 以上かつ広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間30m 以上	・ 道路から1m 以上かつ広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間30m 以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路への突出不可
基数・ 共架数	・ 共架：縦に5件 / 基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・ 共架：縦に5件 / 基但し、 合計面積は上記面積の範囲内	・ 1基 / 前面道路 ・ 共架：縦に5件 / 基 但し、合計面積は40㎡以内
照明	・ 白色系、点滅不可		

注：前面道路・・・事業所等の敷地が接する公道

※上記以外の広告物の場合は、問い合わせ先に照会ください。ただし、車両又は船舶に表示される広告物については、許可申請窓口が栃木県都市計画課となりますので、詳細は栃木県ホームページよりご確認ください。

屋外広告物許可期間満了に伴う更新許可申請について

○許可期間経過後も継続して当該広告物を掲出する場合には、許可期間更新の申請が必要となります。期限満了前に更新の手続きをお願いいたします。

【提出書類】

- ・ 屋外広告物更新許可申請書(正本・副本各1部)
- ・ 添付書類(正本・副本にそれぞれ添付)
 - ①屋外広告物自己点検結果確認書
 - ②広告物の現況写真(3ヶ月以内に撮影したもの)
 - ③その他(使用权を証する書面等、必要な場合に添付してください)

【手数料】

- ・ 広告物の種類や表示面積により異なります。
 (申請受付・内容審査後、手数料を納めていただく納付書を発行いたします。
 納付を確認後、許可書を発行いたします。)

※なお、すでに広告物が除却されており、更新の必要がない場合には、速やかに除却届を提出してください。

▶問い合わせ先＝都市建設課 都市計画係 ☎(56)9140